

# - 制定・改廃の概要 -

**条例・規則名** 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

**公布年月日・番号** 平成 16 年 3 月 3 1 日・東京都条例第 6 1 号

## 1 概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。略称「自動車リサイクル法」）の施行による特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。略称「フロン回収破壊法」）の改正に伴い、第二種特定製品引取業者の登録等に関する事務が自動車リサイクル法に移行するため、これらに係る手数料の規定を下表のとおり削除するものである。

現 行			改 正 案
事 務 の 種 類		手数料（円）	
第一種フロン類回収業者	登録申請の審査	6,100	現行のとおり
	登録の更新申請の審査	4,200	
第二種特定製品引取業者	登録申請の審査	6,100	削除 （「使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例」へ移行）
	登録の更新申請の審査	4,200	
第二種フロン類回収業者	登録申請の審査	6,100	
	登録の更新申請の審査	4,200	

## 2 施行期日

平成 17 年 1 月 1 日

## 3 問い合わせ先

環境局都市地球環境部環境配慮事業課フロン担当

直通電話 03(5388)3471

都庁内線 42-746